

令和4年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和4年12月13日 午前8時57分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第74号 指定管理者の指定について

2. 報告事項

- (1) 可児市水道整備基本計画の改定について
- (2) 自治会活動報償費の見直しについて
- (3) 可児市運動公園整備事業について
- (4) 第二次可児市都市計画マスタープランの改訂について
- (5) 東濃鉄道路線バスのダイヤ改正について

3. 協議事項

- (1) 議会報告会について

4. その他

5. 出席委員 (8名)

委員長	山根一男	副委員長	松尾和樹
委員	伊藤健二	委員	中村悟
委員	酒井正司	委員	川上文浩
委員	伊藤壽	委員	高木将延

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	三好誠司	市民部長	日比野慎治
建設部長	林宏次	水道部長	溝口英人
文化スポーツ課長	水野正貴	地域振興課長	間 洸 晃
人づくり課長	若尾真理	都市計画課長	日比野 聡
水道課長	千田泰弘		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮崎卓也	議会総務課長	杉山尚示
--------	------	--------	------

議 会 事 務 局 記
書

今 枝 明 日 香

議 会 事 務 局 記
書

中 水 麻 以

○委員長（山根一男君） 皆さん、おはようございます。

少し時間前ですけれども、皆さんおそろいですので、これから建設市民委員会を始めたいと思います。

なお、執行部の出席につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、必要最小限にとどめ、随時入替えをしていきますのでよろしくお願いします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに、議案第74号 指定管理者の指定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（若尾真理君） 資料番号1、議案書の最終65ページ、議案第74号 指定管理者の指定について御説明させていただきます。

委員会資料はナンバー1を御覧ください。

まず、指定管理者を指定する施設は、可児市多文化共生センターです。

1. 所在地は、下恵土1185番地7。
2. 設置目的は、市民の多文化交流を促進し、文化や習慣の相互理解を深め、共に安心して生きられる地域社会づくりを目指すものです。

3. 施設は鉄骨造り平家建て474.25平米で、研修室、資料室、多目的室などを有しております。

4. 利用実績は、延べ利用人数として、令和2年度が1万4,518人、令和3年度は1万4,798人です。

5番、指定管理者が行う業務は全部で7項目になります。①生活情報、国際情報等の提供、②日本語の学習支援、③外国籍市民相談、④市民が交流するコミュニティスペースの提供、⑤センターの使用許可、⑥センターの施設及び設備の維持管理、⑦その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務のうち、市長の権限に属するものを除く業務となっております。

(6)指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

次に公募についてです。本年8月1日から8月31日にわたり、「広報かに」8月号と市のホームページで募集しましたところ、1団体から応募がありました。

3の選定結果です。学識経験者1名、専門職員2名、市民委員2名の計5名による可児市指定管理者選定評価委員会を10月3日に開催し、次のとおり選定されたものです。

(1)指定管理者の名称は特定非営利活動法人可児市国際交流協会、(2)所在地は下恵土1185番地7、(3)の沿革にありますように、平成12年に設立され、平成20年にNPOの法人格を取得、平成20年度から令和4年度まで3期15年にわたり可児市多文化共生センターの指定管理者として、特に外国籍市民の子供の就学支援について積極的に事業を展開されております。

(4) 指定管理料は年間2,020万円で、光熱水費の高騰、最低賃金の上昇による人件費の増額分等を見込みまして、今年度より100万円ほど増額しております。

資料裏面の4. 選定基準及び採点結果を御覧ください。

選定委員5名の平均点を記入しておりますが、上段の必須項目は配点3点のうち全て2点以上の場合に合格、下段の採点項目は配点100点のうち60点以上を及第点として設定していますが、82.4点という結果となりましたので、指定管理者の候補者として選定されたものです。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長（山根一男君） 議案第74号に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

○委員（川上文浩君） まず、選定基準及び採点結果というところで、団体の安定性及び信頼性のところが一番点数が低い。合計80点あるんですけども、これはどういった見方をすればいいのかなど。一番指定管理者として大切な部分だと思うんですけども、国際交流協会がよく我々も知っているところなので問題はないんですけど、どうしてここがこんな低い点数になるのかがちょっと分からなかったもので、その辺のいきさつは分かりますかね。分からなかったら結構ですけど。

○人づくり課長（若尾真理君） 財務状況とか資産の関係の管理運営については、皆さん素人さんというか、本当に気持ちがあって来ていただいている方がやっておられるということで、外部の専門の方に来ていただいてその応援をしていただいているんですが、ちょっとやっぱり一般企業と比べるとそういう面で若干心配な面があるという印象を審査の方たちは持たれているかもしれません。

あと、事務局長なり、そういう意識の高い方たちはおられるんですけども、経営面とか管理面とか、体制的なこと、やっぱり若干人の配置とかお金の管理について、ちょっと心もとないという印象を持たれていると思われるための配点ということで、決して結果がよくなるからということではないと事務局としては感じております。

○委員（川上文浩君） やはりすごく大切な部分なので、担当課からも、外部にちょっと財務は委託している部分もありますが、少しフォローアップして、そこのところは非常に大切なので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それともう一点なんですけど、指定管理者の期間を5年ということですけども、この5年というのは、2年から5年に延ばしたんですよね、過去に。ずっと5年でしたっけ、ずっと5年か。5年が妥当なのかどうかという部分でいくと、もう少しこういった性質のものというのは長期に、例えば7年とか10年とかという検討はなされましたか。

○人づくり課長（若尾真理君） 今の段階で、長期にするという検討は全くされておられません。

○委員（川上文浩君） 多分これ公募してもほかはなかなか手は挙がってこないと思うんですけども、国際交流協会からのそういった要望もないですか。もうちょっと長くしてもらえないか、安定的に雇用したり運営していくためには、やはりもう少し長期間できないかなど

いうのは出なかったですか。

○人づくり課長（若尾真理君） 国際交流協会のほうから、そういった御意見は私たちのほうにはまだいただいていない状況です。

ただ、人材の、やっぱり特殊な仕事なので、言語ができるとか、子供の教育支援とか、普通の方が誰でもできるというわけではないので、なかなかその人材の確保には苦勞されているというのが実情です。

○委員（川上文浩君） やはり人材確保とか、特殊な通訳さんであったり、いろんな知識とかそういう、資格は別ですけども、要となるとやはり長期の指定管理期間というのも、今後外国籍の方々が減るとは思えないので、やはりまだ増えていく傾向の可能性もあります。そういった場合に、やはりもう少しちょっと長期の部分を検討されてはどうかというふうには思いますんで、一度よく国際交流協会と相談していただいて、もう少し長い指定管理期間というのを設定、7年なり10年なりというものが検討されてもいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山根一男君） ほかによろしいですか。

○委員（酒井正司君） 今、川上議員がおっしゃったことと重複する部分もあるんですが、専門性というか特殊性で競争原理が働かない、そのことに不満があるわけでもないんですが、結果的には頼らざるを得ないわけですし、多文化共生のまさに拠点ですからね、非常に重要な位置関係かなと思います。

それで、この裏の採点表を見まして気になったんですが、下から3つ目の団体の安定性及び信頼性、安定ね。上のほうは、今、川上委員おっしゃった持続性、これ一番貴重な項目が得点が低いということがちょっと気になりますんで、すぐにどうということではないんですが、ただこの採点表が今後の運営にはどういうふうに生かされるのか、ちょっと聞かせてください。

○人づくり課長（若尾真理君） まず、やはり審査の方たちが気になるのは、その持続性とか、今、議員さんがおっしゃられたような組織としてちゃんとした組織になっているかというところの不安視というのは、やはり特定非営利法人という立場上、若干心もとない、さっきも言いましたが、そういうところは強いのかと思います。

ただ、やっておられる方はパート的にやっておられるということで、その不安定さというのは、ちょっと社会的になかなか立場上よくないという待遇にされているというところは、やっぱり審査の方たちも感じておられるという実情があると思います。この先、国際交流協会が財団とか、そういうふうには組織がもうちょっと強いものになっていけば、そういう不安視もなくなっていくのかなと思うんですけども、なかなかやはり団体の性格上そういうふうにいけるかという、ハードルが高いというふうには感じてはおります。この先、国際交流協会の組織として、もうちょっとてこ入れみたいなものが、行政としては働きかけとか支援というのはとても必要になってくるのかなというふうには感じてはいます。

○委員（酒井正司君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思うんですよ。ただ、一つ多文化共生というのは、かなり全国各地で大きな動きになっていますし、この先ますます重要な位置関係になりますので、内部での自助努力というよりは、外部から徹底的にパクる手もありますので、その辺も含めて外部との交流というか外部の知恵も導入されていかがかなと、そんなことを思います。以上です。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑ありますか。

○委員（伊藤健二君） 指定管理料について、年間で100万円ほどアップして今回この金額になるということですね。御存じのように電気代は相当上がっているんで、主に電気代アップの見込みとして指定管理料のプラスを図ったという理解でよろしいですか。

○人づくり課長（若尾真理君） この11月ぐらいから電気代が結構アップしておりまして、そのアップ率と、あと人件費の最低賃金がちょっと上がっていったということと、人の数で計算しております。大体電気代が70万ちょっとぐらいの増加を見込んでおります。人件費のほうは全体で30万円ぐらいの増加ということで、おおむね100万円という予算を出させていただいています。決して、ぎりぎりの金額ということで、特に電気料、光熱水費なんかは、この先もっと上がればその都度補填をできるように行政側は財政とも相談して、必要であればその分増やしていくという方針は協議しております。以上です。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了したいと思います。

続いて討論を行います。

討論される方。

〔挙手する者なし〕

発言はございませんね。それでは、討論を終了します。

これより議案第74号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時13分

○委員長（山根一男君） それでは、会議を再開いたします。

議題2の報告事項1. 可児市水道整備基本計画の改定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○水道課長（千田泰弘君） 水道課からの報告事項ですが、資料の2をお願いします。

表題でございます可児市水道整備基本計画の改定について報告させていただきます。

まず、整備基本計画の改定の経緯と目的でございます。

水道課では現在、施設の整備、更新事業を水道整備基本計画に沿って実施しております。本計画は平成29年度に策定され、5年の歳月が経過しておりますので、今回の時点修正を現在進めております。5年間の施策の進捗状況、環境の変化を踏まえ、資金計画の見直しを含めた基本計画の改定を目的として業務を進めております。

計画の策定期間ですが、令和4年8月5日から令和5年3月24日までの期間でございます。

計画の主な改定のポイントでございますが、平成31年改定の可児市水道ビジョンを反映させ、今回人口予測及び水需要の予測、これを最新の数値を使用して算出してまいります。また、平成29年から5年間の整備進捗状況や補助事業の採択状況を踏まえ、今後の整備計画の見直しを行います。また、その中で水道料金の検討についても、ここ最近の電気料金の値上げですとか、円安による物価の変動等を見据え、財政収支計画を複数パターンでシミュレーションしてまいります。

業務の進捗状況と今後の予定ですけれども、現在既存計画の進捗状況の把握ですとか、施設の状況、水需要の予測、財政状況などの基本条件の精査を終えております。今後は計画策定からの水需要及び財政状況など、事業環境の変化を踏まえ、事業内容の妥当性を検証し、資金計画の見直しを含めた基本計画の改定を進めているところでございます。

本計画ですけれども、今年度完了しますので、令和5年の3月議会、建設市民委員会にて計画の概要を、内容のほうですね、こちらのほうを説明させていただきたいと思っております。また、その内容を終えまして、4月初旬には市のホームページにて広く市民に公表してまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明に関しまして、質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

質問もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項2. 自治会活動報償費の見直しについてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（間瀬 晃君） 初めに、資料3をお願いいたします。

自治会活動報償費の見直しについて御報告いたします。

初めに、見直しの概要についてです。

別紙A4横の資料を御覧ください。

真ん中より下になりますけれども、自治会活動報償費の見直しにつきましては、令和5年度から自治連合会への交付金、仮称ですが、自治連合会地域づくり交付金と、各自治会への交付金、これも仮称ですが、自治会活動推進交付金としてそれぞれ1,314万円、3,055万円の合計4,369万円と見込んでおります。なお、今年度は4,408万円で、39万円の減額となります。

また、資料3のほうに戻ってください。

議会におかれましては、地域応援制度構築のための意見集約PTにおいて御協議をいただき、5月24日に意見をまとめていただきました。これが四角で囲んだものになります。本日は、2つの取組状況について御報告させていただきます。

1つ目、自治会活動報償費の見直しについてです。

地域への説明については、可児市自治連絡協議会では協議会や協議会内で立ち上がった検討委員会において、制度概要について説明をしています。また、各自治連合会の会議に出席して、自治会長などに対して現行制度からの変更点や見直しに伴う事前準備などについて12回説明を行っています。

報告書様式等については、交付申請書や実績報告書等の提出書類様式は、現在策定中ではありませんが、要綱の中で規定します。記載内容等は手書きでも可能な簡易なものとし、自治連合会、自治会には令和5年2月末までには提出書類様式を提示します。実績報告書は各自治会で作成される収支報告書を添付いただくことを想定しています。また、報告手順については様式例を示し、今後も丁寧な説明を行っていきます。自治連絡協議会検討委員会において、報告書類等に関する協議を行い、質疑事項等についてQ&Aを作成し、自治連絡協議会にて資料を配付いたしました。

なお、9月にありました建設市民委員会の交付金について監査対象になるのかどうかという宿題がありました。これにつきましては、監査対象となります。よって、自治連合会、各自治会にもしっかりと実績報告書は作成するよう改めて伝えてまいります。

2つ目、地域協働による地域づくりの推進についてです。

行政による人的サポートについては、ワークショップや地域アンケートの実施に対し、アドバイザー派遣や住民アンケート調査、調査票の作成や集計補助など、地域が抱える課題に対して持続可能な活動を進めることができるよう支援しております。実際の取組例なんですけれども、協働によるワークショップを実施した自治連合会が3地区ございます。ワークショップを実施する予定の自治連合会も4地区ございます。地域アンケートを行った自治連合会は2地区ございます。今後も自治連絡協議会等で情報交換、共有を図り、継続した取組を進めます。

行政による財政的サポート、地域自治の仕組みについては、現行の各補助制度が持続可能な活動及び魅力ある地域づくり活動につなげていけるよう制度改正の検討を進め、自治会活動だけでなく、各地域団体にとって活用がしやすいものとしていきます。

以上で報告を終わります。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明につきまして、質疑ございますか。

○委員（川上文浩君） 私ももう一つの監査委員という立場なんで、置いておいてちょっと聞きたいんですけど、これは報償費ですよ。報償費を自治会に交付するという話ですね。これで収支報告をきちっと出せという話には今多分各自治連合会はなっていないんじゃないかと思うんですが、自治連合会の会合の中でも簡易的なものを出してくればそれでいいですよという話で、自治会長さん方もじゃあいいねというようなことで来ているのが、ここへ来て急にこれ監査対象ですよとなってくると、しっかりとした収支報告と現金出納をつけて、現金と合わせていかになくちゃいけないと思うんです。それってどう対応していくんですか。ちょっと教えてください。

○地域振興課長（間瀬 晃君） 今報償費と言われてはいますが、今回改正というのが基本的に報償費ではいけないので、交付金ということに変わる。ですので、交付金である以上、監査対象になるのかなということで話をしております。

○委員（川上文浩君） 自治会報償費では駄目なの。

○地域振興課長（間瀬 晃君） 要は報償費というのが、弁護士とかにも確認すると、よろしくないということで交付金にしております。

○委員（川上文浩君） 活動の対価として自治会に広報紙を配ってもらったりなんかする意味合いで報償費ということをやっていたんですよ。今後交付金に変えてやっていくとなると、その辺物すごく自治会への負担もあるし、例えばまだこれ次回からもKマネーを使おうとしていますか、一部。

それも含めてなんですけど、Kマネーを入れちゃうと、これ現金化をみんなしているんです、使いにくいからということで。Kマネーは現金と同じで、例えば報償費を現金分振り込んで、Kマネーは振り込めないからそのまま行きますよね。そうすると二重の管理が出て面倒くさいからといって自治会の役員さんが自分のお金と換金している。Kマネーで出すと、Kマネーの流れを絶対追わなくちゃいけない。それができていなくて、そこで現金に変わっている。なぜかという、やはり使いにくいから、お釣りも出ないし。物すごく評判が悪いです、Kマネーを使うこと自体に。なので、それも含めてんですけど、自治会全部で140ぐらいでしたっけ。担当課は全部管理していかなくちゃいけないですよ、詳細。物すごく大変になるけど、できる。

○地域振興課長（間瀬 晃君） まず、今回自治連合会、各自治会に交付金というのをお渡しするんですけども、Kマネーでは渡すことはないんで、そうではないです。ですので、それはいいとして、確かに今までは報償費ということで、収支報告など何にももらわなくてもいいということが要は問題になっていたものですから、今後は交付金を渡す自治連合会、各自治会においても実績報告書はいただかなあかんということで、それをもらわないとまたつかれて、お金の支払いというのがいいのかということになってしまうと、行く行くは今で言う報償費、交付金を各自治連合会、各自治会に払えなくなってしまうところがあるので、それを危惧はしております。今回あくまでも単位自治会においては確認は取っておるんですけども、いつも大体実績報告書を出している中に収入の部分に可児市から交付金が30万円

と仮にあったら、30万円という記載がしてあれば枝葉の部分は全然関係ないというところがあるんで、その辺については各自治会はそこまで大変ではないのかな。今回これから始めていくんで、いろいろ問題が今後出てくると思うんですけども、令和5年度からスタートのところで、もしかしたらこういう問題がある、ああいう問題があるというのは出てくる可能性は十分にありますけれども、取りあえずこのやり方にしないといろんなところからつかれてしまうというところがあるんで、確かに川上委員がおっしゃるように地域振興課も大変ではあるというのは重々承知はしております。

○委員（川上文浩君） やはりこれ報償費じゃ駄目なのかということの再確認と、交付金にして住民監査請求や議会の監査請求の対象になったときに、140の通帳と現金を、通帳、それから現金出納帳と現金、これを定期的にチェックしなくちゃいけなくなってくるわけですよ、ある意味。監査としても、そうすると監査の対象だと、交付金もらってとなると、やはり3年に一遍とか5年に一遍監査対象になったとき、単位自治会の会計まで、そこまで監査するのかという部分がどうしても思えちゃって、そこまで責任が行くわけですよ、単位自治会にね。1円でも合わなかったら指導されるわけですよ。それは駄目ですよと、合っていないじゃないですかという。結構なこれ大変なことになるんじゃないかなというのは今から予測できるんですけど、ほかの委員さんにちょっと聞いてほしいけど、僕が単位自治会の会長の立場だったら勘弁してほしいと。大きいところなんかは特にそうだと思うんですよ。大きい自治会なんか、戸数が大きいところ。700軒とか800軒とか1,000軒とかあるようなところなんか、団地なんかそうだと思うけど、相当大変になるような気がするんですけど、酒井さんあたりどう思われるか、ちょっと意見を。

ちょっといいですか。委員長、休憩動議を出させてください。

○委員長（山根一男君） 休憩を認めます。

休憩 午前9時30分

再開 午前9時30分

○委員長（山根一男君） 再開いたします。

○委員（川上文浩君） すみません。この問題についてちょっと時間をいただいて、各委員さんで委員間討議してどうなのかということ、せつかく執行部が見える、聞きながらちょっとやりたいんですけど、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

○委員長（山根一男君） よろしいですか。

では、動議を認めます。

それでは、委員間討議に入ります。

○委員（川上文浩君） 西可児のほうの団地の皆さんの自治会って一つの大きい単位になると思うんですけども、そうなったときにこの交付金の管理ってどうですか、やっていかなくちゃいけないですよ。

○委員（酒井正司君） 私も非常にこれ大きな問題だなと思っているんですよ。それは行政から言えば交付金ですから、報償費じゃなしに交付金としてしかるべきルール化というか、帳簿上しっかりとしたいという、これは分かりますわ。ところが、実際私も自治会長をやっている、いろんなケースがありまして、自治会というのはまず神社を中心とした同好会、それから地縁団体の法人格を持っているところ、そうでないところ、いろいろあるんですよ、立場。報償費としていただいたものの使い方も、大きいところ、帷子の例を言いますと、最初は青パト、あれは報償費の天引きでやったんですよ、各自治会の頭から。それとか今の帷子の花火大会ね、あれも報償費の天引きで行っているんですよ。非常にケース・バイ・ケースで大変な現状があって、それがさらに複雑化して監査の対象になるということになるとどういことが起きるかという、私が心配するのは今の自治会加入率って確実に減っていますよね。これに拍車をかけるんじゃないかということ。

というのは、先例があるんですよ。可児市健友連合会の加入、連合会、どんどん減っておる。びっくりするぐらいの勢いで減っていますよ。一番大きかったのは土田が数年前に行ったら、僕が頼むで残ってくれと言ったら、とんでもない話で、役員負担、特に経理の問題、これだけで忙殺されてとてもやないがそんなお付き合いはできんと。そんなことをやっておるんやったら、内部の親睦会のほうに力を入れたほうが良いという御意見だった。身近な例で帷子でも2つ大きな、私の鳩吹台もそうですが、やっぱりそれが原因でお金のきめ細かい報告という役員負担が耐えられないんでやめたと、脱退したと。これが今度はこれに当てはまると思うんですよ。だから、本当に理想ではあるが、現実どういことが予測されるかということもしっかりと念頭に置いて、正しいことですよ。正しいことですが、大変な問題が浮上するんじゃないかという非常に大きな懸念を持っています。

○委員（川上文浩君） すると、帷子は、桜ヶ丘もそうなんですけど、1単位自治会で最大だと何戸になるんですか。何千戸ですか。単位自治会の戸数、世帯数。最大でどれぐらいの戸数ですか。

○委員長（山根一男君） 長坂だと1,800戸ぐらいあるんじゃない。

○委員（川上文浩君） 1,800戸ぐらい。

○委員長（山根一男君） 1,500戸か。

○委員（川上文浩君） それも一つの自治会だもんね。そこに交付金として入るんだよね。これ大変ですね。

○委員（酒井正司君） 恥ずかしい話、僕が自治会に入ったとき、これ自治会の帳簿に上がっていなかったんですよ。僕が自治会やったとき百二、三十万だったんですよ。こういう問題があった。

これとんでもない影響が出るんじゃないかなと、ちょっと心配しています。

○委員（伊藤健二君） それぞれ議論の到達点はいろいろですね。12月10日に土田の自治連合会があって、私は顧問ですので一応参加して、この自治会報償費の見直しは、今度は交付金となるのかな。可燃ごみやリサイクルごみやその他3点の内容で、単価を1か所についてそ

れのみある場合は幾らという、およそ7,000円と1万4,000円と何かそういう計算式があって、それで合計して、今までは幾らでしたけど、あなたの自治会は今度はこうなりますよ。土田では減るのが4か所ということで、それはよく見るとごみの集積所の管理戸数が少ないところが自動的に減っていると。他は僅かずつでも増えるというようなことで、土田自治連合会トータルとしては幾らということでやっています。

ただ、それは今までの報償費がどういう形で何を根拠に積算されてこうなるという説明で、それはそうかなとは思ったけど、同じ話がみんな行っているわけですかね。今日はそれを確かめようと思って来た。

要するに土田は土田方式、そのほかはほかの方式があるのかと思いきや、どうも統一してやるようだけど、そうなるといろんな問題があるよね、ごみを巡っては。

もともと論点は別の話なんだけど、自治会加入とごみの出す出さない、出せる出せない、出す資格があるかないかという議論までとあるところでは行っておるらしいけど、要するにごみを出したいならちゃんと自治会に入ってくださいねというのは確かに話の前提なんですよ。今、土田と今渡と川合、一部下恵土なんかでは新築の新しい住宅がたくさんできてきて、いわゆる世帯戸数は増えていくわけですよ。そうすると、当然ごみの量はそんなに増えなくても袋数は増えてくるわけです。住宅開発会社は端っこに1か所共用部分をつくって、そこにごみの置場をつくって、カラスも犬も何にも来んという状態につくって、住宅団地ができたら自治会に入ってもらいますからと言って、ずうっと前の自治会長のところへ行って設置許可を取って、可児市はそれを認めて10軒15軒の団地ができると、住宅ができるとそこで新しくごみができる。だから、私が住んでおる土田の栄町はそうやって今7か所ぐらいあるわけですよ、集積の対象が。片や公園のある渡なんかだと2か所しかない。82世帯の栄町が7か所で。

〔発言する者あり〕

ということで、個々の事情はさっき言った法人格があるところかないところか。だから、金の問題なんだけど金だけで済まない問題になっていて、その辺はどういう方向へ持っていくかということが大事なんだけど、今の市で方向性を定めるといっても無理やわな、現実的には。

○委員（川上文浩君） 予算積算のときにやはり何で出すのかというのを決めないと、やっていかないと駄目なんだろうけど。本当に報償費で駄目なんですかね。科目だけなんです。どういうお金なの、いや自治会報償費ですと各自治会に渡せば、それは自治会がどのように使おうが関知することはない。でも、じゃあこれ交付金ですと言った瞬間に完全な交付金として取り扱われて、交付団体になりますから、きちっとした収支報告と現金の出納と、それと全部報告義務が発生しちゃうので。ただ、何で報償費でいけんのかなというところが、やっぱり弁護士さんのおっしゃることは分かるんだけど、明らかに目的は報償費じゃないですか。ごみの分別だの、いろんな分とかあれの。それが交付金ですよと言われて、はいそうですかというのもどうかなと思うんだけど、ちょっとここで質疑していいですか、市民部長に。

市民部長はその辺どう思われます。

○市民部長（日比野慎治君） 私どもも使い勝手を考えると報償費がいいというふうに理解をしていて、ずっとその形で執行してきたという経緯がありますけれども、時代が変わって世の中の考え方が変わったということですが、オンブズマンとかからも指摘を受けたり、地域によっては訴訟に発展したりというようなことがあって、弁護士にも相談した結果、もう見直しの時期に来ているよという話を受けています。

ですので、私どもも使い勝手を考えると川上委員のおっしゃるとおり、報償費がやりやすく、こちらもやりやすいんですけど、時代に合った形で、要は地域にも迷惑がかかるといけないですし、見直しを進めたいということで考えております。一定の負担はおかけすることになると思いますけど、その辺はできるだけ軽微なものにしたいということで、様式を簡素化したりとか、そういうことで御説明をさせていただいておる状況です。以上です。

○委員（伊藤健二君） 自治連合会の役割と自治会の役割は共通する部分もあるけれども、つまり自治会の上部団体に自治連合会があるという位置は変わらないんだけど、担っている対応は違うし、対象も違うよね。土田自治連合会は土田地区の市民をある意味視野に入れた対応にならざるを得ないし、なっている。単位自治会はそこに加入した人を中心にして対処する。だから土田だと、結論だけ言うと、今までは天引きしていたの、報償費から来たやつを。自治会員1人当たり幾らと抜いていたのを、今度は抜かずに自治会が分担金負担金を自治連合会に納めるというふうになった。まさに基準の算定の対象が変わったので、その理屈はごろっと変わってそうならざるを得ない。それは理解できるんだけど、そういうふうになっている自治連合会となっていないところと分かれているんじゃない。その辺の統一性というか基準の設定、どうあるべきだというふうに考えている。

○市民部長（日比野慎治君） おっしゃるとおり、地域地域によってお金の流れとかは違います。今回課長が説明したように、交付金で自治連合会、自治会に別々に出ますけれども、用途はそれほど問わないという説明をさせてもらったと思います。なので地域の実情によって、言葉が適当か分かりませんが、上納金みたいなことでうまく回っているところはそういう使い方をさせていただいてもいいのかなというふうに思います。以上です。

○委員（川上文浩君） それって交付金の使い方としておかしくなってこない。要は報償費で出すことは別に違法じゃないよね、全然。違法でも何でもなくて、ただちょっとトラブルの元になりそうだからという部分で交付金に変えたいという市の意向なんだろうけど、もらう側からするとそんなもの要らんこっちゃという話になるんで、報償費のままでいいやないかと。何でそんなこと、適法でやっているのにというのが前提にあるじゃないですか。違法性がないので、報償費で出したとしてもね。弁護士さんが何て言おうが適正なんですよ、報償費として自治会に出すことというのは違法ではありませんですよ。しつこくて申し訳ないんだけど、ここでちゃんとやっておかないと我々議員も大変なことになるんで。

○市民部長（日比野慎治君） 先ほど説明させてもらったように、報償費というのはもう駄目だという見解でおりますので、もう早急に変えていくという話です。

- 委員（川上文浩君） それは違法だったということ。
- 市民部長（日比野慎治君） 弁護士相談の中では、明確に現時点で違法ということではないんですけど、何か訴訟とかが起こされたときには敗訴する可能性が高いよというような言葉をいただいておりますので、速やかに。
- 委員（川上文浩君） 交付金にしたら、そういうことは起こらないの。
- 市民部長（日比野慎治君） 根拠を明確にして出して収支決算、書類等も整備してもらえれば問題ないということでお答えをいただいています。
- 委員長（山根一男君） この件はプロジェクトチームでもいろいろと話し合ったことですが、まだ何か意見ありますか。
- 委員（高木将延君） 交付団体になるから収支報告を出さなきゃいけないということになってくると思うんですけど、各自治会に出す交付金も同じ金額で自治連合会のほうに出して、自治連合会が再配分した場合、収支決算を出さなきゃいけない交付団体は自治連合会だけになるという、そういう方法は可能ですか。不可能ですか。
- もう一点、今やっぱり自治会の加入率が悪くなってきているので、逆に自治会の中で準会員だとか家族会員だとかというところを検討されているところもあって、回覧は回さないけど、その代わり会費も取らないよ。ただ、何かあったときにどこに誰が住んでいるか分からないから準会員として登録はしてくださいよとかいう話だとか、今渡地区だと世帯は別なんだけど親が加入しているから入らないよというところもあるので、そういうところは家族会員というような形で登録していただいて、情報は今までどおり親のほうだけというような、役員なんかの選出もその本会員だけが担ってというようなことになってくるんですけど。例えば準会員、家族会員なんかを含めた場合に、自治会加入世帯の中に入ったら、それだけ交付金は出るというような考え方でいいのかなという疑問などところがあるんですけど。
- 地域振興課長（間瀬 晃君） 単位自治会のほうは、あくまでも自治会加入世帯数に掛けて交付金をお支払いする、自治連合会は全世帯数というふうにしているんで、そういうやり方にしているんで、あくまでも単位自治会においては本当に自治会加入数での算定になってまいります。
- 委員（高木将延君） 会員の中でクラス分けみたいなことをされても、それが全会員だということにすれば自治会加入の世帯数として計算できるということですか。
- 地域振興課長（間瀬 晃君） 自治会加入数は結局どうやって把握しているかといいますと、毎年10月に各自治会に自治会加入世帯数を教えてもらっています。基本的に準会員というのは自治会には入っていないと思われるんで、そこはやっぱり除かれているんじゃないのかなと思います。それをオーケーにしてしまったら、皆さん自治会に逆に入らないというふうになってくるんじゃないのかなという心配が逆にありますけれども。
- 委員（川上文浩君） 自由討議は、委員長、どこかで切っていただいて結構ですけど、やっぱりこういうふうにもしやるとなると、やはり相当なエネルギーが要りますよということと、時間も要るしチェックも要るし、これは百四十数団体をどうやってチェックしていくのかと

というのがすごく大変な作業になるなど。急にぼっと増えちゃったわけですから、交付団体が。それを全部管理しながら現金と、さっきから言っているようにやっていくという。今すぐ答えられないと思うけど、やはり予算が始まる来年の3月議会までにはその方法を明確に、どうチェックしていくんですかとやらないと、もしそういうことになってくると日頃からきちっと管理していかないと、財務管理ですからね、これ。財務管理をきちっとやっていかないと、そんなの合うわけないですよ、多分。うまくいくとはなかなか思えなくて大変だと思うんです。やるほうもだし、自治会もすごく大変。自治会長とか会計になった人なんか物すごく大変ですよ。ちゃんと出納帳をつけているんですけれども、これをやはり市に報告してきちっと全て数字を合わせるということは物すごく大変だと思うんですけれども、やっていかなくちゃいけないなという部分があるので、そういったところをどのようにされるのかというのをもう少し明確にしてもらって、やはり一番懸念されるのは酒井さんがおっしゃったように、こんな面倒くさいことならやめたと、それは大きいところは大変ですよ、これ。やっぱりきちつきちっとやっているでしょうけれども、さらに精度を要求されてくるので。そういう意味では、簡素化すると言ったってそんなのできないでしょう。財務管理を、報告書を簡素化ってどうやってするんですか。そんなのできないですよ、きちっとやらんと。全部ちゃんとやらんと1円まで合っていないと無理です、全てのね。通帳だって、例えば特別会計とか持っているところだってあるわけね。基金も持っている自治会だってあるだろうし、財産区と連動しているところもあるだろうから、これを管理していくというのは、当然通帳の動きがあるじゃないですか、完全に。3つ例えば通帳があるとすると、3つは関連して動いている可能性があるんで、それなんかもやっていこうと思うと、これは大変だなというふうには思っていて、その辺が見えてこないの、もう少しどうやってやっていくのか。違法だと言われや仕方ないんですけど、どのように管理されていくのかということもきちっと出していきたいというふうに思いますし、我々も自治連合会の関係と自治会とは関わりが深いので、そういった場合に何でこうなったんだといったときに、今までが違法でしたと言うしかないですよ。だから、今後はこういうふうになりましたということになるんですけど。しつこいと思うけど、もともとは報償費なんだから、完全に報償なんですよ、これ。対価なんです、活動の対価として払っている部分なので、本来は、意味合いは。だから根拠を明らかにしてやっているんだけど、そこどころがやはりみんなの腑に落ちるかどうか、市民の皆さんのね。我々は市民側なので市民の皆さんが困らないように使いやすいようにしなくちゃいけないよね。そういう意味ではやはり監査対象になるということは、監査指導が入るわけですよ。現金出せと、出して伝票と合わないじゃないか、何ですかというときに指導しなくちゃいけない、自治会の人たちにね。そこどころもちょっとしんしゃくして、うまくいくような仕組みを取ってもらいたいというふうに思います。そこは多分課長、大変だろうと思うけど、我々も苦情を受ける側として多分これからそういうのが明らかになってくると大変になってくるかなというふうに思うんですけれども、その辺のところは違法なことはやめないかんで、よく議会とも連携しながら、いろいろ丁寧な説明が要るのかなというふ

うに思います。その辺はよろしくお願ひしたいなと。僕ずっと報償費でいくんじゃないかなと思って、違っていたっけ。9月で言ったっけ、交付金に変えると。そうだね。すみません。まだ頭が昔のままです。

○委員長（山根一男君） 御意見ということで。

○委員（酒井正司君） 似たような話ですが、自治会といってもいろいろですよという話で、例えばの話、準会員と正会員と2つあるところがすごく増えていますわ。というのは、役員が回ってきたら負担になるから脱会するとか、そういうのがすごく増えて、加入率の低下というのはその辺が大体主な原因で、ごみは出せるけど行事には参加できない、交付物は配付しないということは報償費の対象じゃないよね、その戸数というのは。そういう矛盾が出るということね。

それから、戸数の数え方ですけど、自治会の集計と役所の集計は違うんですよ。どこが違うかということ、僕が自治会長のとときにあったのは同じ敷地内で2世帯ある。これ当然2世帯ですよ、戸籍上のカウントは。ところが、同じ敷地やと下水道の利用権1本なんですよ。

それと公民館というのはどこでも、地縁団体もそうですけど権利を買うのに、入会するとき8万円とか20万円とか出すわけですよ。そうするとすごく負担になるので、同一地域内に2世帯あっても1戸とみなすとやっているとところが多いですわ。そうすると、これは戸数としては2戸だけど世帯としては1つなんですよ。こういうカウントの仕方がある。

そうすると配付物も当然1つですよ。市のほうから部数は来ても配付は2つ要るわけだ。こういう矛盾が出てくるということ。

それと今の話で解決策としては、どうしても交付金にしたいんだったら、この議会からの要望の2番の地域協働による地域づくりの推進のところにあるように、行政によるきめ細かな人的、財政的サポート、これに尽きると思うんですよ。款項目の項目をつくって、じゃあ飲み食いのところはどこへ入りますよというのをきっちり面倒見ないと、これは大変大きな問題になるので、そこまで腹をくくって人的な準備をして体制づくりをして取りかかってください。これはお願いです。

○委員長（山根一男君） じゃあ、まだ委員間討議の間ですけれども、よろしいですか、委員間の皆さんの間での御意見は。

〔発言する者あり〕

委員間討議を終えてからにしてもらっていいですか。

じゃあ委員間討議を終わります。

質疑はありますか。

○委員（伊藤 壽君） 簡単な質問なんですけど、報償費だと謝礼的な意味合いで出すんで、結果、実績報告を求めないということですが、交付金にすると単価幾らでとしますわね、この自治会は幾らというふうには。だけど、これって支出が下回る場合はないですかね、自治会によっては。

○地域振興課長（間瀬 晃君） あくまでも各単位自治会においては、広報の配付、防災とか

ごみ処理場の管理をやってもらうということで対価として支払っているんで、それに対して支払いが少なくなる多くなるということに関して、単位自治会においては全然問いません。

○委員（川上文浩君） 伊藤委員がおっしゃっているのは、交付金になった瞬間に全て制限が物すごく入りますよと、お金について、交付金なのでということをおっしゃっていて、それについて自治会がちゃんとできるのかとか、例えば交付金が余ってしまうと、支出がね。そうすると本来なら余るということはよくないですよ、交付金なら。報償費ならいいんだけど、余っても。そういうときにどうされるかということだと思っただけ、僕も同じことは思います、やっぱり。100%交付金なので。

それともう一点思うところは、木曜日に自治連合会があるんですが、今まで通帳のコピーだけで結構ですとみんな頭の中にインプットされておるね、自治会長さん。ずっと説明してきたから、そうやって。ここへ来て、いやこれだけ厳しいものに変わりますよと言ったのは受け入れられるかどうかというのは、僕も頑張るけど、もう後戻りできないもんね。交付金から後戻りできないと思うので、それで行くんでしょうけど、そここのところのケアというの必要になってくると思うし、伊藤委員おっしゃったことはすごい大切だと思います。交付金になったんだ、じゃあその取扱いも基準に合わせて扱っていかないと不適切になりますよという部分が出てくるんで、そういったところも使う側も覚悟を持ってやってもらわないと駄目だなと思うので、それも一緒になって相談しながら、進めていかなしよがないよね、これ。繰越明許という言葉覚えてもらわないかとか。

○委員（伊藤 壽君） 自治連絡協議会のほうでも話合いを進めてこられたということなんです、多分それぞれの自治連合会ごとによって組織とか形態がいろいろ違いますわね。その辺の話合いはもう確認は取れているわけですか。例えばこの交付金を支出する先ですね、自治連合会を形成している自治会、まだその下に単位自治会があるという3層になっている場合もあるんですが、そういったところはどこへ交付金を支出していくかと、実績報告をどこから求めるかというような、そういう話合いもされてきておるわけですか。

○地域振興課長（間瀬 晃君） これは自治連合会でもこの報償費の見直しについてのPTをつくっておまして、その会議でも皆さんとお話もしていますし、今月末にもまた自治連合会のPTがあるんで、今回の話を踏まえたのをまた話していくつもりですんで、基本的には自治連合会の会長においては、どこまで深く把握しておられるかというのはちょっと別にしまして、基本的な方針としては賛成というか、こういう世の中だから仕方がないなということはおっしゃられます。令和5年度から進めるに当たってはうまくスムーズにいくかどうか分かりませんが、何とかやらざるを得ないので、了解はもらっております。以上です。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑ありますか。

○委員（高木将延君） 今の件なんですけど、単位自治会会長、あと会計が単年度で替わるところが多いんで、引継ぎといっても同じ自治会なのでということで、やりながら前任者からいろいろ聞く場合がほとんどだと思っただけ、その辺りの次の新しい会長さん、会計さんにも説明をうまくやっていただきたいなというふうに思っています。

○地域振興課長（間瀬 晃君） 今おっしゃられるとおり、やっぱり今話しているのは去年から始まっているので、前年度の役員の方、今年度の役員の方、たまに別の地区では来期の役員の方も見えているんですけども、実質のところは今年度の役員の方ばかりなんで、我々も当然のように年度末のスイッチする頃、もしくは新しく年度になったときにはまた説明には行かなきゃいけないともちろん思っておりますので、その辺は丁寧に対応させていただきます。以上です。

○委員（中村 悟君） すみません。僕はこの話を聞いて当初から自治連合会の扱いをいろいろ言っていますけれども、単位自治会についてはごみとか情報伝達とか防災・防犯という具体的な中身があって、それに対してお金がついている。自治連合会については各自治会活動に限定せず必要とされる活動等に広く活用できるもの。これ全く具体性がないし、自治会活動なんていうのは自治会がやることで、自治連合会というちょっと特色が違う、さっき伊藤委員が言われたように各自治会と自治連合会との役割とか機能の区別がはっきりしないのと、全く曖昧なものにお金をつけていくという。これをいただいた自治連合会はどうするのかなどというふうに自分でも想像しておるんだけど、何をしたいか分からへん、はっきり言うと。

だから、自治連合会も困るだろうし、各自治会はこういう制度になったときに、この間僕聞いたんですね。自治連合会に入っていない自治会には出なかったですよ、これ。たしかそういう答えを受けたような気がする。そうすると、自治会なんていうのは昔からあるグループだから、自治会はあるけれども、自治連合会はもうやめたよとか、何か地域づくりを崩壊させていくように取られちゃう、この制度って。

その辺もよく整理して説明していただかないと、自治連合会は自治連合会なんですね、これ。自治連合会ってその地域の自治会の集まりなんで、基本的に言うと。その辺どう考えておるかということを確認にしてあげないと、自治連合会困っちゃいますので、その辺をよく整理してやっていただきたい。

○委員長（山根一男君） こういったことはPTで既に話し合ってきておりますので、どうですか。

お答えできますか。お願いします。

○地域振興課長（間瀬 晃君） 自治連合会において、確かに自治連合会はあくまでも自治会とは違って、地域全体のことを考えておりますんで、例えば地域の運動会に自治会の方が来られるのかちょっと分かんないですけども、地域の催物だとか各種団体、何か青少年だとか体育振興会みたいな系統があると思いますが、そういうところに対しての負担金というのを考えておるといのは聞いておりますし、あと地域の祭り、そういう類のものにも自治会問わずということで考えてはおられるというの聞いております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 自治連合会の役割が曖昧だという御指摘で、まだ返事を聞いていないということだけど、結構はっきりしているんです。地域差はあります。土田を例に取れば、今、中村委員が提起された課題に対しては、例えばさっき課長も回答しましたけど、イベン

ト行事とか青少年だ、体育振興会だ、さらには消防団だとか、地域で。特に土田は消防団が少ないし選出できていないので、全面的にバックアップしてやろうというふうになって、財政的にも体制的にも一緒に組んでやっているという状況があります。それから、地域の祭り、白鬚神社の流鏝馬の保存会に対しては応援するという形でやっていますし、そうやっているんな地区ごとで持っている独自の地域性を反映したものに対してあるし、各サロン、自治会が複数でやっているサロンなんかでもやっている。

自治連合会の議論をする気はないけど、役割はあるんで独自に財政が要る。それに対して、その財政を市から交付される交付金だけじゃなくて、自治会からの分担金でもう一遍吸い上げてつじつまを合わせているということがある。それは大事だと思う。それは承知してください。

もう一つ、私個人としては自治会の金がこの二、三年の間で交流会だとかが持てなかったもので、余っているんですよ。80世帯のところで大抵30万円から50万円ぐらい金が浮くんですよ、年度で。そういう状況の中で、こういう声が出ました。自治会費を余しているんだしたら下げろということで、この問題にいずれ遅かれ早かれ、この交付金は定額で入ってきます。それから、年単価で決められたリサイクル、不燃、可燃の問題で額が減ることはないです、多分。この状況構成からいって。そうすると一定額まとまって、あと600円と200円、合計800円が入れば、年間の自治会に入ってくるお金の多くは安定的に固定化する可能性があります、会員が減れば別ですけど。そういう中でこの自治会費の問題が焦眉の課題になって出てくるけど、その点についてどういう対応をしていくのか、方針を持っていないと大変になるよということだけ今、ちょっと御忠告ではないですけど、よろしくお願いします。

○委員長（山根一男君） よろしいですか、意見ということで。

○委員（伊藤健二君） 意見ということで。

○委員長（山根一男君） この件につきましては、5月にPTとして話し合い、また申入れして、その後も担当部署におきましてはいろいろと話し合ってきたと思います。いろいろと懸念はありますけれども、ぜひいい形で実現していきますようにということで今日は収めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか、この件につきまして。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しましては終了いたしまして、ちょっと時間が長引きましたので10分間ほど休憩を入れたいと思いますのでよろしくお願いします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時21分

○委員長（山根一男君） それでは時間になりましたので、会議を再開したいと思います。

報告事項3. 可児市運動公園整備事業についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） それでは、運動公園整備事業の進捗状況について御報告

させていただきます。

資料は4-1から4-5となります。

まず、資料4-1の1. 実施設計の状況ですが、広域の防災拠点と平時では市民スポーツに活用できる施設としまして、現在計画の具体化をしております。期間は令和5年3月24日までとしておりまして、現在測量や設備の調査などの現地調査や設計の協議を進めております。これまで3回の全体協議とサッカー協会や軟式野球連盟を交えました利用者団体との協議、そのほかの部分につきましても個別に協議を進めておる状況です。その協議結果を基に、現在では工事費用の算定を進めている状況ということでございます。

続きまして、2. 計画内容の報告事項になりますが、まず東エリアの①人工芝の舗装範囲ですが、こちら資料4-2を御覧ください。

東ゾーンの①人工芝とありますけれども、こちら緑の部分が舗装範囲ということになります。区域の北東部分が以前ちょっとへこんだ状態でしたけれども、今回土地を購入することができましたので、今このような形となっています。人工芝の範囲につきましては、防災拠点の救援物資の取扱いやスポーツ競技の特性を考慮して設計をしております。次に、②防球ネットの高さなんですけど、以前基本計画の段階では全域をぐるっと外周を14メートルの高さの防球ネットで囲う計画をしておりました。今回、利用者団体様のアドバイスもありまして、野球以外の範囲につきましては高さを縮減すると、縮減可能であるということで、資料4-2の図面上に②とある黄色の囲った部分の範囲が14メートルから高さ8メートルということで低く設定しております。

続きまして、③中間の防球ネットの設置ですが、この東エリアの東面と西面の間に高さ8メートルの防球ネットを設置します。この点線の水色、③とあるんですけれども、この間に設置するという事です。この防球ネットによって、東西の2面利用の場合、競技で分かれるかもしれないんですけど、ボールの行き来がなくなると。プレーの中断がなくなるということで仕切っております。仕切ることによりまして、④なんですけど、中間に照明灯を設置することができます。これによりまして、照明の照度の効率が高まりまして、これまでの設備よりも少ない灯器の数で必要な照度を得ることができるということになっております。

⑤管理棟の設置計画の変更ですが、サッカーグラウンドのフルピッチを2面、この白い線と黄色の線なんですけど、この2面を確保するため、使いやすさも考慮して管理棟を若干基本計画より東のほうへ移動しています。また、構造なんですけど、利用者団体からいろんな要望がありました。コスト削減という視点から利用団体自ら設備簡素化のほうがいいかなということで御意見をいただきまして、室内をパーティションなどで囲うと、仕切るということで多様な利用、多目的な利用に活用できるような構造としております。

⑥野球の本部棟ですが、バックネット裏の観客スタンドの確保などもありまして、既存の建物を改修して継続利用するというような形で、前は建て替えでしたけど、変更しております。

⑦観戦エリア、4か所ほど西東にあります。こちらのほうは現在の芝生スタンド等は廃

止しまして、新たなスタンドということで計画しております。資料の4-5のほうに写真を載せました。観戦スタンドです。今芝生なんですけど、コンクリート製にして、段をつけて座りやすくということでもあります。野球のほうは実際これより高さ1メートルほど高い位置にこの構造が入るということで、ラバーフェンスの上にあると。現在と同じ構造だということなので設置を考えております。それが観戦エリアです。

それから、⑧配水設備ですが、人工芝のスプリンクラーの設置ですが、今回導入を計画している捲縮タイプの人工芝につきましては、表面温度の抑止効果が高いということでメーカーに確認取れましたので、スプリンクラーは廃止ということで、やめております。一部の散水栓はピッチャーのマウンド付近で残るということは考えております。

続きまして、西ゾーンになります。以前はなかったんですけど、この⑨調整池を設置することとしました。基本計画の段階では集水面積や流域、また土地の利用状況が現状と同じということで、設置する計画はありませんでしたが、今回この実施設計において下流の排水施設の狭小部の流下能力を確認しましたところ、降雨量を調整して排水するほうが望ましいと判断しまして、この調整池の設置を計画しました。これにより西エリアの雨水排水については、開発許可基準を参考としまして降雨量を調整して下流へ排水するということになります。

それから⑩駐車場の設置計画の変更ですが、こちらのほうは以前西エリアの右側に多目的スペース兼臨時駐車場、左側に通常の駐車場ということで考えておりましたが、通常時の駐車台数の増設が必要と。それから、利用者の利便性の点からこの左右を入替えしてということで判断して変更しております。この右側の常時使う駐車場につきましては、約600台ほどの駐車が可能ということになっております。全体では臨時駐車場を含めると1,100台ほどの駐車台数が確保できます。これに伴いまして、駐車場周りのピンクの点線部分に以前は防球ネットがありましたが、こちらを設置する必要がなくなりましたので、進入道路と併せて廃止というふうにしております。

続いて、資料4-1の3番目、運動公園グラウンドの再整備計画による発生費用について説明させていただきます。

前回の建設市民委員会におきまして、ランニングコストを示すように御指示がありましたので、今回設備の仕様が整理できましたので、グラウンド整備及び電気使用料について資料4-3にて説明します。

まず、4-3の1つ目のグラウンド整備につきましては、令和3年度を例としますと、表面のトンボかけなどの整備、除草、砂補充などで年間費用が131万6,680円となっています。これを人工芝とした場合は、新たに人工芝の充填材のメンテナンスやブラッシング等が必要となります。また清掃も必要になりますので、年間79万9,160円ということで試算しました。

続きまして、ナイター照明の使用電力ですが、現在のナイター照明設備が全10基で、灯具160台ございます。水銀灯で計算しますと、全体で169.6キロワットアワーとなります。令和3年度実績では全使用電力量として、5万4,000キロワットアワーでした。これを新たに計画で全11基、灯具108台をLED化した場合は43.2キロワットアワーとなりまして、令和3

年度実績と比較しますと、こちらのほうが1万3,755キロワットアワーとなるということでございます。

また、一番最後なんですけど、新たに本部棟、管理棟にエアコンを設置する計画をしております。新たに発生するであろう電気使用料を算定しました。1日15時間の施設利用時間を365日として想定しますと、年間に5,475時間となります。令和3年度の稼働率が約50%でありましたので、その全部の時間帯において全部屋を空調稼働したとして、大きな範囲で想定したんですけど、その場合単価30円と考えますと年間で54万6,032円ということ。ただし、実際の利用状況を見ますと、毎時本部棟、管理棟の空調を稼働することはないので、この数字はかなり大きなところでの参考値ということで御理解ください。

続きまして、資料4-1の4番目、その他事項になります。前回の建設市民委員会で御指示がありました体育施設の夜間照明の利用状況を資料4-4に示しました。ナイター施設はKYBスタジアム、運動公園グラウンド、広見市民グラウンド、塩河公園グラウンド、鳴子近隣公園テニスコート、KYBテニスコートがありますので、それぞれの稼働率となります。運動公園グラウンドは東西面が別利用、テニスコートは鳴子が4コート、KYBが8コートありますので、それらの施設数で算出しておるということでございます。

次に、資料4-5ですが、先ほど観戦スタンドを見ていただきましたけれども、前回の建設市民委員会で管理棟スタンドの情報提供をということで御指示ありましたので、御報告します。

まず、本部棟は野球のほうは継続利用となりますのでここに載せていませんけど、新たに造る管理棟のレイアウト、それからダッグアウトのイメージ画像となっております。全体の金額につきましては、ようやく今仕様が固まったところですので、現在算出しておるということであります。

報告として以上になります。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、質疑はございますか。

○委員（酒井正司君） あまりにも目まぐるしく変わっていくんで、前の資料が全然形なしになるぐらい変わってきておるなと思って、それとこれだけ変わったのに、それに伴う予算というものはちょっと今回見えてこないのがどういうことかなと思う。前回、中村委員がおっしゃった観客席はできませんという明快な答えで、前回の図面にも全然なかったんですが、今回はびっしりと全周観覧席が設けてあるとか、管理棟もそのまま継続使用という予定だったのが、随分大きくなって位置が変わっているんですかね。それとか本部棟も前回の図面にはなかった。それから、バックネットも1つは残っているようですが、1つなくなったりとか、どこまで変わっていくのかという危惧を持っているんですが、予算面でどれぐらい上積みになるか、ちょっと概算を教えてください。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） まず、前回から変わっているということについては、基本設計ですので、最初にいろんな団体や体育施設の管理者に現状の課題も含めて聞き取りを

行って、要求分析して仕様に載せるということで、それが基本設計のあるべき姿かなと思っております。それを基に、これまで全体協議で3回、利用者団体との協議1回と、その他個別ということで随時調整をしながら進めておりますので、計画のほうが今、より詳細的な計画となっているということでもあります。

予算のほうは前回と同様というか、今30億円をベースということでやっております、コスト削減できるようにということで、今回計画内容の報告事項に①から⑩までありますけれども、基本的には減るような形で調整をしながら変更していますが、やっぱり調整池、それから今おっしゃったスタンドの建設というところが増える要素と。これが減額できるような形で設備面をちょっと工夫しながらやっているというところがございます。

○委員（高木将延君） 東エリアの変更点の中で、中間の防球ネットの設置とあるんですが、これは常設設置になる予定ですか。ということは、全面での使用は不可能という形になるのかということは一応教えてください。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 常設になりますので、全面では不可能となります。全体の高さ8メートルなんですけれども、ここは防災拠点としての役割も大きなことになっていきますので、高さ8メートルで下の4メートルにつきましては開閉できるような形の構造にしようと思っています。高さ4メートルですと、大型の車両についても通行できるようになりますので、常設と言いながらも下は開くというようなことでございます。

全面を使った利用につきましては、各スポーツ団体に聞き取りしましたけど、そういった利用はないと。むしろネットがあったほうが球が行き来しないのでありがたいということで、このような構造にしたということでございます。

○委員長（山根一男君） ほかに何か質疑。

○委員（伊藤 壽君） これは基本設計ということなんですね。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） これは今、基本設計から、いろいろお話を進める中で詳細設計の部分ということになっております、この図面につきましては。

○委員（伊藤 壽君） 最初の実施設計の状況というふうになってはいますが、状況として今の程度、これに基づいて実施設計が始まっておるわけですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） この8月5日の開始時点から、前回報告しました基本設計を基に、より詳細な実施設計というのは始まっておりまして、今ある程度仕様は、各団体の聞き取りも終わらして、図面に起こすような作業、また費用の算定する作業のほうに移っておるといところでございます。

○委員長（山根一男君） ほかの方、何か質疑。

○委員（中村 悟君） 単純な質問で、野球の中央に区切りをつけたところって距離はどのくらいあります、レフト側って。むちゃくちゃ狭い感じじゃないですね。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） たしか91メートル。

○委員（中村 悟君） このフェンスで。中央の区切りのフェンスまでが91メートル。90メートルはありそうやね、今の話やと。

それとこのサッカーコート4面は何か子供用かどうか知りませんが、前からこだわっていますけど、2面取ったこの大きさというのは俗に言う大人の人がいろんな世間でやるJリーグとかいろいろあるんだけど、そういう広さの規定をクリアしておる広さなのか、ここの場所に合わせて造ってある広さなのか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） フルピッチ2面ということで、団体さんの要望というか、それ確認しますと、大人用のしっかりした、通常競技に使える広さです。

○委員長（山根一男君） ほかに何か質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） 管理棟の空調新設ですが、これどういう計算をしたら54万円になるのかな。これ年間ですよ僕の単純計算で16万円ぐらいしかないんだけど、ちょっと説明をお願いします。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） まず管理棟のほうですが、36平米で広さ的に、エアコンの必要出力を2.5キロワットアワーということで考えました。

それから、医務室のほうは、5平米ということで0.45キロワットアワーということです。単価は30円がどうなのかはあれなんですけど、今市場を見ると大体25円から30円程度かなと思いましたが、それを計算して、時間当たり本部棟の会議室のほう75円、それから医務室のほう1時間当たり13.5円ということで計算しております。稼働時間をそれぞれ2,737時間全て動かしたということで計算しますと、本部棟の会議室が20万5,275円、それから医務室のほう3万6,950円ということで、今この数字ということで計算しております。

あわせて、本部棟のほうですね、こちらのほうが広さ59平米で、必要出力が3キロワットアワー、それから医務室兼本部控え室ですけど、こちらが0.7キロワットアワーですね。それぞれ単価30円で1時間当たり本部席のほう90円、それから医務室のほう21円ということで、同じ時間、2,737時間稼働しますと24万6,330円と5万7,477円、合計しますと54万6,032円という計算をしました。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（中村 悟君） もう一つ、さっき⑨で調整池を新しく造ると。これはあくまでも西ゾーン用のものでしたよね。今の状態でいくとグラウンドの水がよく道路へあふれて出てきておったんですけど、心配はないと思うんだけど東ゾーンから出る水というのは、従来の道路へ落としてさばけるということで間違いないですか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 東ゾーンにつきましては、現状と同じ利用となっておりますので、そこからその道路側溝を経由して、この図面でいくと北側ですかね、道路側溝を使って北側の今と変わらない流域のほうへ流れるという計算になっております。

○委員（中村 悟君） あふれるということはないんやね。要は量の問題。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） それはいいです。計算どおりになっています。

○委員長（山根一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。

次に、報告事項４．第二次可児市都市計画マスタープランの改訂についてを議題とします。
この件に関して、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（日比野 聡君） 資料の５をお願いします。

第二次可児市都市計画マスタープランの改訂についての御報告です。

趣旨と改訂内容につきましては、（仮称）可児御嵩インターチェンジ工業団地事業に即した用途指定を行うために都市計画マスタープランを改訂するものです。

内容は、マスタープランにおける当該地の土地利用方針を商業系から工業系に改訂します。今回の改訂は、工業団地事業に係る部分に主眼を置いております。マスタープランの中の年度表示などの細かい表記につきましては、次期策定時に対応することとしております。

主な内容となりますが、資料の別紙１としまして、新旧対照表を添付させていただいております。そちらのほうをお願いします。

新旧対照表１ページの表の左ですね。11ページと18ページでは、（仮称）可児御嵩インターチェンジ工業団地という文言を追記しております。

そして、同表の次、３ページですね。表の左の50ページでは、新たな商業地として計画的な土地利用の誘導を図るとしている文言を削除しております。

同じく４ページの表の左、21ページですね。ちょうどカラーの絵がございますが、将来都市構造図ではピンク色の商業系ゾーンを青色の工業系ゾーンに変更して、工業拠点として位置づけております。

この改訂案を基に、住民の意向が反映されたマスタープランとするために、年明けにパブリックコメントを実施いたします。ちなみに先週12月8日の日に広見東部会の席でも内容を御説明させていただきました。

今後、パブリックコメントを実施しまして、２月に都市計画審議会の諮問、答申へと進み、３月議会の建設市民委員会におきまして、また再度御報告をさせていただきますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

報告は以上となります。

○委員長（山根一男君） ただいまの説明につきましては、質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。

続きまして、報告事項５．東濃鉄道路線バスのダイヤ改正についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（日比野 聡君） 続きまして、東濃鉄道路線バスのダイヤ改正についての御報告です。

東濃鉄道株式会社様より、来年４月、路線バスの運行ダイヤを改正するとの御報告がございました。詳細のほうはまだいただいておりますが、帷子線と桜ヶ丘線を対象としているようで、現在の運行状況を把握、検討した上で、より利用しやすい運行ダイヤとするための改正であると報告を受けております。

帷子線につきましては、帷子自治連合会からの要請に基づきまして運行支援を実施しておりますので、年末に予定されております帷子自治連合会の会議の席でも東鉄バスが説明をする予定でございますので、御承知おきのほどお願いいたします。

御報告は以上となります。

○委員長（山根一男君） ただいまの件につきまして、質疑ございますか。

ダイヤ改正、あるいは東濃鉄道の今までの件についてでも結構です。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○委員長（山根一男君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

協議事項1の議会報告会についてを議題とします。

先般、11月20日の議会報告会につきましては、資料6のとおり報告書を作成しております。また、当日のアンケートもお配りしておりますので御確認ください。

議会報告会につきまして、皆さんの振り返りといいますか、何か感想、反省も含めましていかがでしょうか。

○委員（川上文浩君） 前回に引き続き外国籍の方々との報告会、意見交換でしたけど、非常に内容等も一歩進んだ感じでよかったのかなというふうに思っておりますし、アンケート結果を読ませていただいても、良好な結果だったろうと。これに伴いまして、やはりグループ内の意見を一回もう少し取捨選択して、全体で委員会などでどうするかという部分と、あとは夜間中学ですとか母国語教育と、前回からの意見も出ていますけど、これに対しては夜間中学なんかは県へ要望していかなくちゃいけない問題ですので、委員会の中で3月議会までぐらいに調査・研究して、その中で意見書等を出せるのかとか、要望していくのかどうかということは追跡していく必要があるのかなと。夜間中学については、基本的に市町村のマスターではないと思いますので、県のほうに要望していくというようなことが必要なのかなという部分がありますし、この中に出た意見を取捨選択して、当然これは担当課にも見てもらって、例えば国際交流協会にも提出して、こういう意見でしたよということはあるんですけども、委員会の中でどう所管事務の中にこれを詳細として付け加えていくかということは、今日すぐは無理でしょうけど、次回の委員会までには取捨選択して、執行部へ通知するもの、また議会で取り扱っていくものという整理をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

この件は活動スキームであります7番目の外国籍市民についての就業、教育等の現状を把

握し、課題解決に向けて取り組むこと、また行政情報の伝達、周知についても現状を把握し課題解決に向け取り組むことということにのっとなってやった経緯がありますし、新聞報道もされていることもありまして、これをどう委員会、あるいは議会として解決の方向へ向けて進めていくかということは非常に課題になるかと思っておりますので、今おっしゃったように今すぐということではないんですけれども、その中で反省、あるいはこのところはどうかということがありましたら、これを次回の意見書に持っていくのか、あるいは代表質問みたいな形が必要なのかということも含めてちょっと議論をお願いしたいと思っておりますけど、皆さん、御意見いかがでしょう。

○委員（川上文浩君） これ皆さん見ていただいていると思うので、一度それぞれの委員さんの中から抽出してもらって、自分が大切だなと思うことを抽出してもらって、それを一回委員会ですり合わせして、所管事務に入れる、意見書をつくるとか、そういうふうに振り分けていけばいいんじゃないかと思っていて、その作業を今やるのは無理かなというふうに思いますので、それと1点、広聴部会長の立場で議会報告会はいろいろ反省点があったんですけど、さすがに聞き取りにくくてマスクと、それと隣のテーブルが近過ぎて記録係が結構大変で、僕も中に入ってやったんですけど、今後そういったつい立てをつくるとか、どうしてもマスクをしていますんで本当に聞こえにくくて、そういったことは今後広聴のほうでも出していきますけれども、そういった配慮をしていったほうがよかったかなと。せっかくの意見を取りこぼす可能性もあるので、それも一つ反省点だったかなと思います。

内容についてはよかったと思っておりますし、この取扱いについてはそういう方法で、次回の委員会までにそれぞれ必ず皆さんが意見を抽出して出してもらおうという方法でどうですかね。

○委員長（山根一男君） 提案ありましたけど、皆さんの御意見というか、ざくっとしたことでも結構ですけど、今現時点での議会報告会につきまして、この取扱い、どうですか、御意見ないですか。

○委員（酒井正司君） 大体一緒ですが、本当に貴重な意見というか切実な訴えが多かったので、何らかのアクションを起こさなきゃいかんということは皆さんと一緒にだと思っておりますが、これだけたくさんあるとどういう基準で、どの優先順位でと非常に難しいんで、できたらこのグループごとにある程度絞っていただいて、それをまた持ち寄って、どういう扱いにするか。問題によって扱い方が違いますんでね。そこへ持ち上げていかないかなのかなという気がしていますけど。

それと、先ほどの聞き取りにくかったというの、私も全くの同感で本当に苦労しました。ですから、できれば部屋を小さな部屋に、それぞれのグループごとに分けるとか、何らかの方法を取っていただかないと、せっかくの機会を十分に生かし切れないという危険があるなと思いました。

○委員（伊藤健二君） 今、酒井さんが指摘した聞き取りにくさ、特にリモートの方はたまたまお二方出たけど、ほとんど声が届いていない状況で、これは改善課題かなと。何か円盤みたいなやつで音を集中したやつで飛ばしてあるみたいだけど、あれは課題だと思います。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

会議のやり方についてももちろんですし、あと内容についてもそうです。今いろいろと御意見が出てきましたけど、ほかの方はいかがですか、全体的なところで。

〔挙手する者なし〕

なければ、今御提案ありましたように、今のところ議事録という形できっちり記録係の方、本当に網羅して書いていただきましてありがとうございます。これをちょっと統合といいますか、整理した上で、何が問題かと。中には県に要請しなきゃいけないようなこととか、国に要請しなきゃ解決しないようなこととかいろいろあると思いますので、ちょっとその辺も交通整理した上で、正・副でもう一度たたき直しをしまして、次回の委員会までに、あるいはまたグループウェア等でも発信していきたいと思いますので、非常に今回開催できたことはよかったなと思いますので、これをさらに特化していきたいなと思いますので、よろしいですか。ほかに。

○委員（川上文浩君） グループウェアに書き込んでいけばいいんじゃないですかね。それぞれ抽出したことを。

○委員長（山根一男君） そういう方針を含めて、これからちょっと進めていきたいと思いますので、では以上につきましてはこのぐらいでいいですかね。

では、この件につきましては終了したいと思います。

あと、その他についてですけれども、何か皆さんの中にありますか。委員会の協議も含めて。

○副委員長（松尾和樹君） 今の議会報告会を開催してみて、外国籍キーパーソン会議の委員の皆様と初めて交流させていただいて、自分はBグループだったんですけど、感じたのが、確かにキーパーソンとなっていて、周りの外国籍のコミュニティーの皆さんの意見を集約できているなという方と、全くそうでない方といて、外国籍キーパーソン会議のそもそもの趣旨というのが、自分の理解では自分の周りに住む可児市の外国籍の方々から意見が集約できていて、その方に聞くと外国籍市民の動向だったり困り事だったりいろいろ聞けるというような認識だったんですけど、どうもまだそういうような委員の形成になっていないような気がしたということと、あとは多文化共生センター フレビアの各務さんも日本国籍ではありませんけれども、外国籍のそういった情報を集約できている人という観点から委員に入ってもらってもいいのかなと感じたんですけど、各務さん自体にはそういったお誘いとかなくて、本人の意思としてはもし可能なら入りたいなということをおっしゃられていました。

あと、多文化共生センター フレビアの室長の方にも同様のお話をしたんですけど、その存在自体をいまいち理解していないということだったので、可児市で多文化共生をこれから進めていくに当たって、外国籍キーパーソン会議というのは非常にいい発想だと思うんですけど、まだまだ改善が要るのかなというのを今回議会報告会を実施してみて、関わってみて感じたので、ちょっと共有させていただきました。

○委員長（山根一男君） ありがとうございます。

私も聞いた中でキーパーソンという言葉が適切ではないような、今のところ手を挙げてきた方が委員になっているということです。そんなことも含めてまた今後協議した上でどこか提言していくか、多文化共生センター フレビアのほうともお話をしていかなきゃいけないこともあるかと思っておりますので、またそういったことも意見として皆さんの中でいただきながら次回委員会といたしますか、3月までにある程度のものをまとめていきたいなと思っております。

じゃあ、よろしいですかね、意見。

[挙手する者なし]

あと、私のほうからここまで2回の委員会を経てきまして、順調に進んでいるかと思うんですけども、一応活動スキームの中で1から8までありました中で、まだ手がついていないこと、例えば8番のゼロカーボンシティの表明とかについてとか、いろいろとあるわけですけども、9月、12月は今のところ議会報告会での市民意見聴取、視察研修ということで、この午後に市内視察させていただきます。また、1月、3月の課題としまして、関係団体等の懇談会、あるいは委員会、取組課題の振り返り、あるいは4月から6月で関係団体との懇談会、議会報告会での市民意見聴取、あと次期へ向けての課題の整理とかになっていくわけですけども、この後、委員会の運営の仕方といたしますか、こういったところとやはり懇談を持ったほうがいいんじゃないかとか、視察、1月以降になりますけれども、どこかこれだけを見ておいたほうがいいのか、そういった御意見がありましたら、できればこの議会中に集約してもらえれば一番いいですけども、ぜひいい形でこの委員会を進めていきたいなと思っておりますので、もしそういったことがありましたら正・副委員長にもお伝えいただきたいなと思っております。

何かほかになれば、これで閉じさせていただきますけれども、よろしいですか。

[挙手する者なし]

以上で本日の予定の案件は全て終了させていただきます。これにて建設市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時03分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月13日

可児市建設市民委員会委員長